

平成28年 第1回(2月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

平成28年 第1回(2月)

篠 栗 町 議 会 臨 時 会

会 期 及 び 議 事 日 程

平成28年第1回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 2月19日(金曜日)

会 期 1日間

閉 会 2月19日(金曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
2	19	金	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

平成28年第1回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

平成28年2月19日(金) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番
- 第2, 会期の決定
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)
- 第4, 議案の委員会付託
- 第5, 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)
[篠栗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第6, 議案第 2 号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第 3 号 篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第 4 号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第9, 議案第 5 号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第10, 議案第 6 号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第11, 議案第 7 号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第12, 議案第 8 号 平成27年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
1	専決処分の承認を求めることについて(専決第8号) 〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
2	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
3	篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
4	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
5	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
6	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
7	平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
8	平成27年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

平成28年 第1回 臨時会 会議録

招集日時 平成28年2月19日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
-----	---------	-----	---------

開会午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、只今、山田議員が遅刻しておりますけど、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

只今から平成28年第1回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番 田辺弘之議員、3番 栗須信治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月19日の1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第1号から議案第8号までの8議案でございます。

それでは、議案第1号から議案第8号を一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 皆様おはようございます。

本日、平成28年第1回の臨時会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

議案の説明に入ります前に、1点だけ諸情勢のご報告をいたしますが、篠栗北地区産業団地開発事業の経過の報告でございます。

10月28日から公募を開始いたしまして、3社の申し込みがあり、12月10日にそのうちの2社からのプレゼンテーションを受けました。

12月16日に交渉者を決定いたしまして、鹿島建設株式会社・株式会社オオバ・株式会社アバンアソシエイツのグループに決定いたしまして、1月28日に基本協定を締結いたしましたところでございます。

今後につきましては、また、逐次進展がありましたときに、皆様方にご報告を申

申し上げます。

それでは、本臨時会に提案しております議案を説明いたします。

議案第1号から議案第8号までの8議案でございます。

議案第1号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」であります。

本議案は、平成27年第1回臨時会、議案第31号において、篠栗町税条例等の一部改正について専決処分の議会承認を得ておりましたが、平成28年1月1日から施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において個人番号の利用の取扱いが見直されることとなり、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、本条例の一部を追加改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求められます。

改正の内容は、本人確認手続等の負担軽減を目的として、町民税の減免申請書及び特別土地保有税の減免申請書に記載することとされていた個人番号の記載が不要となったものであります。

議案第2号及び議案第3号の2議案は、平成27年8月6日の人事院の給与改定に関する勧告に伴い、国に準じた措置を講じるため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

改正の内容は、一般職の給料表について、民間給与との較差を埋めるため、平均約0.36%引き上げるものであります。

また、民間の支給状況等を踏まえ、一般職の勤務手当について、0.1月分、特別職の期末手当について、0.05月分をそれぞれ引き上げるものであります。

議案第3号は、「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

改正の内容は、期末手当を0.05月分引き上げるものであります。

議案第4号から議案第8号までの5議案は、人事院勧告に伴い、人件費を増額補正するものであります。

議案第4号は、「平成27年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」で

あります。

本議案は、人事院勧告により、国に準じた措置を講じるため、予算を補正するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,351万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億9,367万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、普通交付税1,351万1,000円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費といたしまして、1,351万1,000円を増額補正するものであります。

議案第5号は、「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。

歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億7,905万3,000円とするものであります。

議案第6号は、「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。

歳入歳出それぞれ28万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億448万7,000円とするものであります。

議案第7号は、「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。

第3条予算の支出に12万5,000円を追加し、第3条予算の支出総額を7億9,011万5,000円とするものであります。

議案第8号は、「平成27年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

第3条予算の支出に7万1,000円を追加し、第3条予算の支出総額を5億1,457万4,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 只今、提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので質疑を終わります。

只今、山田議員が出席してあります。

日程第4「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第1号から議案第8号までの8議案を一括議題といたします。

お諮りします。

本日上程されました議案の委員会付託については、議案付託表のとおり、議案第1号から議案第3号までにつきましては、所管の総務建設常任委員会に付託し、議案第4号から議案第8号までの補正予算につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷武和議員、副委員長は、5番 村瀬敬太郎議員です。

それでは、この後、条例審査を先に行いますので、総務建設常任委員会の方は、直ちに委員会室にお集まりください。

終了後、引き続き予算特別委員会を全協室にて行いますので、ほかの皆様は全協室で待機をお願いします。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前10時12分

再開 午前10時52分

議長(阿部 寛治) 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第5「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)」
篠栗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)」
篠栗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法 第179条 第1項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

今回の改正は、平成28年1月1日から施行された行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)において、個人番号の利用の取扱いが見直しとなり、平成27年12月25日に公布されたことに伴う改正であります。

この見直しの内容は、町民税及び特別土地保有税の減免申請書について、平成27年5月の第1回臨時議会の条例改正において、個人番号を記載することになっていましたが、今回の見直しにより減免申請書への個人番号の記載が不要となったものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり承認いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第6、議案第2号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第2号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、平成27年8月6日の人事院勧告に伴い、国に準じた措置を講じるため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、

1、一般職給料表について、民間給与との較差を埋めるため、給料月額を平均約0.36%引き上げるもの。

2、一般職勤勉手当について、民間の支給状況等を踏まえ、0.1月引き上げるもので、平成27年6月期は改定なしで0.75月、12月期は0.1月引き上げで0.85月となり、平成28年度以降は6月・12月期とも、それぞれ0.05月引き上げて0.8月となります。

3、特別職期末手当について、0.05月引き上げるもので、平成27年6月期は改定なしで1.5月、12月期は0.05月引き上げ1.7月となり、平成28年度以降は、6月期0.025月引き上げで1.525月、12月期は0.025月引き上げて1.675月となります。

なお、この条例は、平成27年4月1日に遡って適用されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第3号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じるため、

本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、期末手当を0.05月引き上げるもので、平成27年6月期は改定なしで1.525月、12月期は0.05月引き上げて1.575月。平成28年度以降は、6月・12月期とも0.025月引き上げて、それぞれ1.55月となります。

なお、この条例は、平成27年4月1日に遡って適用されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号「平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 議案第4号からは同一提案理由であり、全員の審査がなされておりますので、もしよろしければ、一括報告、一括質疑、各号ごとの採決でお願いしたいと思いますのですが、かないませんかでしょうか。

○議長(阿部 寛治) 趣旨はよくわかりますけど、一つずつ議案は採決しますから辛抱して、そこをお願いします。

日程第8、議案第4号、先ほど言いましたけど、もう一度言い直します。

「平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 議案第4号「平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について」

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ1,351万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,367万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づきます人件費1,351万1,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税1,351万1,000円を増額補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9「議案第5号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第5号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につ

いて」

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ42万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,905万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づきます人件費42万9,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、繰入金のうち職員給与費等繰入金42万9,000円を増額補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 議案第6号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について」

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ28万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億448万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づきます人件費28万2,000円を追加

補正するものであります。

歳入につきましては、繰入金のうち事務費繰入金 28万2,000円を増額補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 議案第7号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の総額に収益的支出12万5,000円を増額し、収益的支出の予算の総額を7億9,011万5,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号「平成27年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) はい、ご報告いたします。

議案第8号「平成27年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の総額に収益的支出7万1,000円を増額し、収益的支出の予算の総額を5億1,457万4,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 只今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第1回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前10時15分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

田辺 弘之

篠栗町議会議員

栗須 信治
